

事務所コラム

2015年4月27日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

所得処分説？所得波動説？

法人税はなぜ損金不算入？

H27 税制改正～法人実効税率引下げへ

平成 27 年度の法人税の税制改革では、法人税率について大きな改正がありました。

法人実効税率を数年かけて 20% 台に引き下げることが念頭に、改正前の 34.62% から平成 27 年度に 32.11%、平成 28 年度 31.33% とするものです

ただし、「税率引下げ」の改正には、「課税ベースの拡大」が付き物です。税源を確保するという意味合いですね。

特に今回の改正では、欠損金の繰越控除限度額が控除前所得金額の 80/100 から段階的に 50/100 と引き下げられます（繰越期間は 10 年に延長）。経営基盤の弱い中小企業については現行の控除限度額のままとされますが、大法人のタックス・プランニングには大きな影響を与えるものです。

とはいえ、「国際競争力をつける」「成長志向に重点」という政策の中で、「大法人 20% 台」となる現実味を帯びてきました。

法人税はなぜ「損金不算入」なのか？

この「法人税」ですが、会計上は「費用」とされますが、税務上は「損金」とされません。いわゆる「損金不算入」とされる項目です。

法人税が損金不算入とされる理由として

は大きく二つの説があります。「所得処分説（利益処分説）」と「所得波動説」です。

①所得処分説（利益処分説）

法人税・住民税はもともと所得のうちから納付することが予定されており「利益処分的なもの」と解されるため。

②所得波動説

法人税・住民税を損金算入すると、所得金額が減少し、循環的には波動が生じる。これでは所得の変動以上に税収が年度により変動し、租税政策上好ましくないため。

昔は「損金算入」の時代もありました

とはいえ、日本でも昭和 15 年までは法人の所得課税上、損金算入とされていました（法人税の前身の第一種所得税）。

この第一種所得税ができた頃は税収に対する貢献度も低かったためか、比較的大らかに取り扱われたようでしたが、次第に「費用説」に対する異論が出始めます。その後戦争の時代になると、戦費確保の時代要請もあり、新設された「法人税法」では「損金不算入」とされました。「課税ベースの拡大」という意味では、当時でも大きなインパクトがあったものと思われます。



「21世紀型の税制」へ。
思い切った取り組みが
求められています